会議の名称	令和5年度第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会
日 時	令和6年3月5日(火) 13時45分~14時00分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出 席 者	委員14名(欠席5名) 傍聴者0名
会議の処理でんま	

(令和5年度第4回八雲町介護保険事業運営委員会に引き続き開催)

1. 議題

○会長より

引き続き令和5年度第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いた します。議題(1)報告事項、「①令和5年度事業評価について」事務局より説明を求めます。

(1) 報告事項 ①令和5年度事業評価について

○事務局より

それでは、報告事項①令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果について報告させていただきます。資料1ページをご覧ください。

事業評価につきましては、国の評価指標に沿って、評価を行うことが義務付けられております。指標の見方ですが、左側が市町村の指標となり、保険者としての取組となります。右側が地域包括支援センターの取組となります。パーセンテージは全国の結果を示しています。それぞれの指標ごとに出来ているか出来ていないかをマル、バツで評価していくものです。

6ページのグラフをご覧ください。全国平均との比較をグラフ化したものとなります。上側が市町村の評価になっており、青色が八雲町の結果になりますが、2-(2)権利擁護の項目で若干全国平均を下回っておりますが、これは令和4年度において消費者被害に関する相談がなかったために警察との連携が行われなかったことから下回っておりますが、事例があった際には警察等関係機関と連携して対応していく体制は出来ております。その他については、ほぼ全国平均と同様の結果となっております。

下側が地域包括支援センターの結果になっております。青色が全国、赤色が八雲、緑色が熊石となっております。2-(2)権利擁護、2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援で全国平均を下回っております。権利擁護につきましては、市町村指標と同様に、消費者被害に関する実績がなかったことによるもので、包括的・継続的ケアマネジメント支援につきましては、介護支援専門員との情報交換は地域ケア会議のケアマネジャー部会のなかで情報交換や事例検討は行っておりますが、開催計画の作成やその他の関係機関との意見交換の場が開催出来ていないことによるものです。関係機関との意見交換については、必要があれば都度開催して行きたいと考えております。

以上で報告事項①令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果についての報告とさせていただきます。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(1)報告事項 ②生活支援体制整備事業の社会福祉協議会への委託について

○会長より

それでは、次に「②生活支援体制整備事業の社会福祉協議会への委託について」、 事務局より説明を求めます。

○事務局より

次に報告事項②生活支援体制整備事業の社会福祉協議会への委託についてご説明させていただきます。 7ページをご覧ください。

生活支援体制整備事業は、介護保険法の地域支援事業のひとつで、「生活支援コーディネーター」という職種を配置し、訪問介護や通所介護などの介護保険に位置付けられた公的な介護サービスだけではなく、ボランティア団体や様々な団体、住民自らが実施しているインフォーマルなサービスとの連携を図りながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を目指すものです。

八雲地域は、平成30年度から、地域包括支援センターに会計年度任用職員を 配置し事業を実施してきております。

これまで、いきいき百歳体操を行う住民主体の通いの場の創出・支援、ボランティアが行う地域食堂の支援、誰でも座れるイスプロジェクトとして牛柄のイスの商店街への設置などを行ってきました。

この会計年度任用職員が令和6年度末で退職となるため、令和6年度当初から 社会福祉協議会へ委託し、1年間で事業の引継をしたいと考えております。

社会福祉協議会への委託理由としましては、生活支援コーディネーターは住民主体の活動の支援、ボランティア活動などの推進など住民に近い立場で実施する必要があります。日常的に民生委員や町内会などとの関わりも多く、現在も事業に関わっていただいていることから事業についての理解も有しております。

また介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられている、有償ボランティアが実施する生活支援等の多様なサービスの創出が、介護保険事業計画でも懸案事項となっておりますが、社会福祉協議会は、ボランティア連絡協議会を有しており、ボランティア育成も行っていますので、ボランティアの組織化などの検討が行いやすいと考えられますので、社会福祉協議会へ委託することとしましたので、よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(1) 報告事項 ③認知症高齢者等見守りシール交付事業の実施について

○会長より

それでは、次に「③認知症高齢者等見守りシール交付事業の実施について」、 事務局より説明を求めます。

○事務局より

次に③認知症高齢者等見守りシール交付事業(どこシル伝言板)についてご説明させていただきます。8ページとなります。資料の印刷が薄く見えずらくなってしまい申し訳ございません。別に配布しましたチラシをご覧ください。

これは新規事業になりまして、認知症などで行方不明となる可能性のある高齢者の衣服などにQRコードがついたシールを貼り付けておき、行方不明になった高齢者を発見した方が、QRコードを読み取ると家族等とチャット形式でやり取りが出来、発見から迎えまでのやり取りがスムーズに行われるものです。なおこの登録には、個人情報は必要ないため、個人情報が守られた形で発見から迎えまでが出来る仕組みとなっております。

現在実施しているSOSネットワーク事業と一体的な運用を図りたいと考えておりますので、対象者は、SOSネットワーク事業に事前登録していただくことを考えております。

以上で認知症高齢者等見守りシール交付事業の説明とさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(1) 報告事項 ④介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所について

○会長より

それでは、次に「④介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所について」、 事務局より説明を求めます。

○事務局より

次に9ページの④介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所についてご 説明させていただきます。

八雲町に住所を有する方が、札幌市の家族宅で生活することになったため、令和5年11月1日付けで居宅介護支援事業所らいらっくに委託したものです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(2) 協議事項 ①令和6年度地域包括支援センター運営方針(案)について

○会長より

それでは、次に議題(2)協議事項「①令和6年度地域包括支援センター運営 方針(案)について」事務局より説明を求めます。

○事務局より

それでは、協議事業①令和6年度地域包括支援センター運営方針(案)についてご説明させていただきます。11ページをご覧ください。この運営方針は、町としての地域包括支援センターの基本的な運営の方針を定めるもので、具体的な事業の計画は、それぞれの包括支援センターで定めることとしております。

令和6年度につきましては、新たに作成される第9期介護保険事業計画に基づき、事業を進めて行きます。先ほどご説明した、生活支援体制整備事業の円滑な引継ぎと、有償ボランティアの創出の検討、どこシル伝言板の普及、認知症ケアパスの普及を重点に事業を実施していきたいと考えております。

その他各事業につきましては例年どおり実施して行くこととしております。

以上で協議事項①令和6年度地域包括支援センター運営方針案についての説明 とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(2) 協議事項 ②介護予防支援の委託料について

○会長より

それでは、次に議題(2)協議事項「②介護予防支援の委託料について」事務局より説明を求めます。

○事務局より

次に協議事項②介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託料の改正 についてご説明させていただきます。19ページをご覧ください。

介護報酬は3年ごとに改正され、令和6年においても改正されます。委託料につきましては平成18年の運営協議会において、介護報酬と同額とされていることから、資料記載のとおり4,420円に改正させていただくものです。

以上で協議事項②の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

2. 閉会宣言

○会長より

以上で第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。皆様 大変お疲れ様でした。